

# 医療裁判外紛争処理（ADR）について

一橋大学大学院

教授 山本和彦



## 医療 ADR について

(第3回医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会資料)

2011年10月24日  
一橋大学 山本和彦

### 1 ADR の定義

- ・ Alternative Dispute Resolution
- ・ 「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)1条):非訴訟性、紛争解決手続性、公正中立性(第三者性)  
(cf. 事業者内部の苦情処理機関(Internal Dispute Resolution)の充実→未解決の場合:ADRによる解決方法の提供→未解決の場合:訴訟による解決)

### 2 ADR の活性化策

- ・ 2001年:司法制度改革審議会意見書⇒2004年:ADR法の制定=法務省による認証制度の創設(2007年4月施行)
- ・ 認証ADR制度(現在、104機関)⇒多様なADRの創設(スポーツ紛争、土地境界紛争、下請紛争、事業再生関係紛争、ソフトウェア紛争、マンション紛争、留学紛争、ブランド品売買紛争等)

### 3 医療 ADR のメリット

- ・ 医療訴訟の現状(2010年新受件数:776件(2000年793件)、第1審審理期間:24.9月(2000年35.6月)、鑑定実施事件の審理期間:48.1月)
- ・ 患者側のニーズ:原状回復、真相究明、反省謝罪、再発防止、損害賠償⇒訴訟による解決のズレ
- ・ 医療側のニーズ:迅速性、専門性⇒訴訟による解決のズレ
- ・ ADRのメリット:柔軟性、宥和性、迅速性、専門性、廉価性

#### 4 医療 ADR の現状

- ・ 弁護士会 ADR：全国 9 か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、広島、愛媛、福岡）：弁護士中心、医師も関与（調停委員、専門委員）
- ・ 医療紛争相談センター（千葉）：弁護士、医師、大学教授
- ・ 茨城県医療問題中立処理委員会：医師会、弁護士会、市民代表・学識経験者
- ・ 医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議（2010 年 3 月～）

#### 5 医療 ADR の課題

- ・ 応諾率の改善
- ・ 専門的知見の導入の方法
- ・ 事案解明の限界
- ・ 保険制度との関係
- ・ ADR の担い手の養成